

食材料費（副食費＝おかず代）の取扱について

公立保育所を利用し、一定の条件を満たした場合、副食費（おかず代）を免除する制度があります。主食費（ご飯代）は保護者負担となります。

食材料費(副食費)の取扱いについて

★金額

国が定めた金額と同じ 4,500円 になります。

★納付日・納付方法

毎月末日（当該日が土・日・祝日の場合は、次の金融機関営業日）に 口座振替 による納付となります。
（口座振替の手続きをしていない場合は、納付書でお支払い）

★免除対象の算定について

・世帯年収360万円未満相当であるか否かの確認は、保護者等※の市町村民税所得割額の合計額に応じて4月と9月に行います。

※保護者等：児童の父母（事実婚含む）、父母の市町村民税が非課税の場合のみ同居の祖父母

- ・多子（第3子以降）の範囲は、利用者負担額（保育料）と同じです。
- ・世帯構成や保護者の税額に変更があった場合等は、教育・保育給付認定の変更申請の手続きを行ってください。このことにより世帯全体の市町村民税額が変更となり、副食費の支払免除対象となる場合や対象外となる場合は、市役所子ども福祉課から通知します。

減免制度について

給食を食べない日が連続して5日以上あることがあらかじめ分かっている場合は、「食材料費減免申請書」を食べない日の初日の前の日から起算して2週間以上前に提出すると、食材料費（副食費）の減免を受けることができます。通っている保育所に様式がありますので、お問い合わせください。

○免除対象

副食費（おかず代）

○免除対象者

- ・年収360万円未満相当世帯の児童
- ・第3子以降の児童

	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当の世帯の児童	免除対象		
年収360万円以上相当の世帯の児童	保護者負担		

問い合わせ

岩沼市役所子ども福祉課 保育支援係

電話 0223-23-0826